

河内長野市いじめ防止等基本方針

平成 2 9 年 1 月
河 内 長 野 市

目次

はじめに	1
いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	
(1) いじめ防止対策推進法による定義	2
(2) 留意点と具体例	2
2 いじめの防止等に関する基本理念・姿勢	
(1) 基本理念	3
(2) いじめに対する姿勢	3
いじめ防止等の対策	
1 市として取り組む施策	
(1) いじめ防止等のための組織	5
(2) 教育委員会としての取り組み	5
2 学校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
(3) 学校として実施すべき取り組み	7
いじめの未然防止	7
いじめの早期発見	7
いじめへの対処及びいじめの再発防止	8
重大事態への対処	
1 重大事態の意味	9
2 重大事態への対処	
(1) 重大事態発生の報告と調査	10
(2) 調査の主体と組織	10
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	10
(4) その他の留意事項	11
3 調査結果の提供及び報告	11
4 通常の学校生活への早期復帰への対応	11
5 市長による再調査等	
(1) 再調査の方法と報告	11
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	11

はじめに

いじめは、児童生徒の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。全ての児童生徒の健やかな心と体の成長を願い、導いていくためには、全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくっていくことが求められる。

河内長野市においては、いじめは根絶すべき課題であり、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であること、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険性を生じさせる可能性もある深刻な問題であることとしてとらえている。また、いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを踏まえ、「いじめは絶対に許さない」という強い意志により、各校において未然防止・早期発見への取り組みを進めてきた。

一方、河内長野市は、平成22年3月、「教育立市宣言」を行い、教育が果たすべき役割を自覚し、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組んできた。その宣言には、「私たちは、未来の宝として、学ぶ意欲に富み、心やさしくたくましい子どもたちを育てます。」「私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。」と謳われている。そのような、未来を担う子どもたちを育てるために、小中一貫教育や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組んできた。また、市教育委員会にあっては、「いじめ対応プログラム」を平成24年に作成し、各校において未然防止・早期発見への取り組みを進めてきた。さらに、「いじめ緊急対応マニュアル」等を作成・活用し、日々の教育活動を振り返りや、緊急時の対応を的確に行うための対策を行ってきた。

本市が策定する、河内長野市いじめ防止等基本方針（以下「市基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年策定）の内容を踏まえ、これまで市教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、市教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携など、一層の取り組みの強化を図るため、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として策定する。この基本方針に基づき、河内長野市内のすべての学校や関係機関をはじめとして、市民全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざすものである。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指し、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民の皆さんが、一定の責任を持って主体的に参画できる仕組みのことをいう。

いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かについて、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

法第2条にある「心理的または物理的な影響」とされる、具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。影響を受けた児童生徒の被害性や対等性に着目し、法が規定するいじめにあたるか否か見極めなければならない。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等によるソーシャルメディアを利用した誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。こうした場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報を行い、警察と密に連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本理念・姿勢

(1) 基本理念

本市におけるいじめに対する基本的な考え方は、以下のとおりである。

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という強い認識を持つ
「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という危機意識を持つ
「いじめを受けた子どもの生命・心身を守り抜く」という信念を持つ

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題である。したがって、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念を共有し、体制を整備することが重要である。

(2) いじめに対する姿勢

いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢と、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持つことが重要である。いじめへの直接の加害・関与はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

また、いじめを受けた子の人格を否定するような風潮を決して生みださせず、生命・心身の危険を感じさせないように、周りの大人が「最後まで守り抜く」という信念を持って子どもの安全を確保しなければならない。

対等で豊かな人間関係を築く

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを踏まえ、いじめを克服するためには、すべての学校で、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていく取り組みを推進していくことが大切である。また、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していくことが必要である。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒がいることを踏まえ、このような児童生徒に対するいじめの未然防止や早期発見・解消のために、各学校において校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、担当教員による各校支援委員会等をはじめとした、全職員による支援体制の構築が重要であることは言うまでもない。

また、児童生徒の特性は個人によってさまざまであり、その特性に対する周囲の理解と適切な対応が求められる。そのために、学校では、すべての児童生徒がことばを使った発信力や人の話に耳を傾ける対話力を培い、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが大切である。

地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境・雰囲気を生み出す必要があり、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

また、指導の効果を高めるために、関係機関との情報交換をはじめ連携体制を強化していかなければならない。

子どもを見守る大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いがあり、そのことが子どもに悪影響を与えることもある。それらを踏まえ、いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切である。

子どもにとって、大人から見守られているという安心感は、他者に対する言葉や行動に大きく影響することがある。家庭の中で、子どもが愛されている、見守られているという安心感を育み、自尊感情を支え、自己肯定感を高めることが大切である。保護者・家庭が、子どもを見守る大人としての役割と責任を果たすことが求められる。

また、どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、どちらにもならないよう指導に努めるとともに、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または連絡するよう努める。

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラルの重要性を認識する必要がある。特に家庭においては、児童生徒がパソコンや携帯電話、スマートフォン等の通信機器の所持や使用方法について、保護者が所持させることの必要性や使用方法について、一定のルール作りをしておくなど保護者責任を明確にすることが求められる。また、学校においては、情報モラル教育を実施するとともに、保護者、地域への啓発に努めることが重要である。その中で、使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に対する積極的な啓発活動も大切である。

学校は、それらを利用したいじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していかなければならない。

いじめ防止等の対策

1 市として取り組む施策

市はいじめの防止等のため対策を策定し推進する。また、これに必要な措置を講ずる。

(1) いじめ防止等のための組織

河内長野市におけるいじめ防止等に関する協議

本市において、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、警察、その他の関係機関・団体で構成する「河内長野市児童生徒支援広域連絡会」において、いじめの防止等に係る情報交換及び対策について協議する。

河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会の設置

河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例（以下「条例」という）第3条に基づき、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会（以下「審議会」という）を設置する。

審議会は、専門的な知識及び経験を有する者などの第三者で構成し、市基本方針に基づく市立学校におけるいじめの防止の取組みについての審議を行うとともに、同条例第4条に基づき、市立学校での重大事態に係る調査を行う。

(2) 教育委員会としての取組み

学校の取組みに対する指導等

市教育委員会は、市基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止基本方針の策定や体制の確立及びいじめ防止の取組みの推進等に関して指導・助言するとともに、必要な情報提供を行う。

特に、未然防止に向けて、法第15条の趣旨を踏まえ、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、学級活動や生徒（児童）会活動を通じて、いじめの防止等のために自主的に行う活動を推進する。

また、いじめの問題や生徒指導に関する資料等を作成し、それを活用したいじめ等の未然防止、早期発見に努めるよう各校に対して指導・助言する。

教職員の資質能力の向上

法第18条2項の規定に基づき、各校においていじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修を実施し、教職員のいじめの問題に関する資質能力の向上を図る。

問題解決のための支援及び教育相談体制

問題解決に際し、正確かつ迅速に対処するために、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じたり、いじめへの対処に関しての助言をしたりすることを目的とした、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等、学校の求めに応じて派遣される人材を確保する。

また、保護者および教職員の相談窓口として、市「子ども教育支援センター」内に設置する教育相談センターによる教育相談体制の充実を図る。

家庭への支援・啓発

法第9条において、保護者は、保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする。さらに国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。

こういった保護者の責務を果たせることができるように、保護者に向けた人権研修をはじめとして、市民へ広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解が促されるよう、広報啓発を行う。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条の規定に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等について「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という)を策定する。

策定するにあたり、各学校で国や府、市の基本方針等を参考にし、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、法第22条に規定するいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載する。

策定した学校基本方針については、児童生徒や保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、Webページなどに掲載し、広く周知を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職をはじめ、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織(「校内いじめ問題対策委員会」等、以下、「校内組織」という)を設置する。

校内組織の主な役割として、次のようなものが考えられる。

- ・学校基本方針に基づく取組みや具体的な年間計画に対するPDCAサイクルによる効果検証、また、学校基本方針自体に対する見直し等の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核としての役割 など

また、学校において、教員が児童生徒と向き合い、いじめの未然防止に適切に取り組むためには、日頃から子どもの問題を教職員間で共有し合うケース会議等を行うなど、実効性のある組織・体制の構築が必要であることは言うまでもない。校内組織において、それら学校体制や児童生徒に対する指導を常に見つめ直し、改善していくことが大切である。そのためには、適切な学校評価に加え、教育委員会作成の「いじめ問題への取り組みチェックポイント30 - 河内長野市版 - 」を活用するなど、客観的に評価し、指導体制の整備や改善、教職員の意識の向上に取り組まなければならない。

(3) 学校として実施すべき取り組み

いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校は全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に向けて取り組む。そのためには、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、自分が困った時に、それを言葉で伝え合うことができるようなコミュニケーション能力の向上を図る。これらの取り組みにより、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるのが重要である。

具体的には、「やさしさの種をまこう～いじめ対応プログラム河内長野市版～」を活用するなど、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。加えて、教職員がいじめを見逃したり、言動によりかえって児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払い、いじめの問題への対応力の向上に努める必要がある。

無用な干渉や悪ふざけ等の些細な事象についても、教職員が共通認識し、その二者関係を長期的に見守り、学年が変わってもその事実を申し送り、先々の学年でいじめを起こさないよう未然防止に努める。また、校種を越えた幼小中間における連携での引き継ぎも大切である。

いじめの早期発見

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが求められる。これらの対応が事態を深刻化させずにその芽を摘むということにつながる。

学校は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、あわせて、定期的にいじめに関するアンケートや教育相談の実施等により、児童生徒がいじめの相談がしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、いじめの実態を把握することは個人では困難である場合が多いことを踏まえ、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければならない。特に、子どもが気づいたとき、または、家庭・地域で気づいた時には、気がねなく学校へ相談できる環境を整えることが大切である。

いじめへの対処及びいじめの再発防止

・基本姿勢

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、いじめに至った背景や家庭内の問題等にも迫り、心理的な孤立や疎外感を与えない根本的な解決を目指し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、場合により関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

・事実関係の確認と被害者のケア、安全確保

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先させる。そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切である。また、いじめたとされる児童生徒に対してもステレオタイプに事情聴取せず、冷静に事実関係の確認を行う。

学校では、策定した学校基本方針をもとに、教育委員会作成の「いじめ緊急対応マニュアル（さ・し・す・せ・そ）」を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織としての対応を行う。

・いじめ行為への粘り強い指導と支援

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要であり、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければならない。

また、いじめた児童生徒自身について、深刻な課題を有し、相手の痛みを感じたり行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があるので、指導の際には配慮する必要がある。

いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、平素から児童生徒との信頼関係を構築することに加え、指導にあたっては、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いが大切である。また、保護者への丁寧な説明とともに、いじめに至った背景にある問題に、協力して対応できるよう家庭との関係を構築することも必要である。さらに、必要に応じて警察や福祉機関、医療機関と連携した家庭への指導と支援を行う。

・集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

・いじめの再発防止

いじめ事案が生じた場合には、事案への対応に終わらず、再発防止に向けた取り組みが必要である。それまで学校が行ってきた取り組みについて、教職員が自ら再確認するとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）等の外部の専門家を活用した検証を行い、指導方法の改善や新たな取り組みの提案、児童生徒間の人間関係のあり方や仲間づくりにおける指導方法等の研修を実施し、指導力の向上やいじめの認知能力を高めていくことが重要である。さらに、初任者等の経験の浅い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう組織の構築を行う。

OJTとは、(On the Job Training)は、一般に、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能力を組織的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のことをいう。

重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

上記第1項の「生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合」の例として、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

等が予想される。

また、第2項の「相当の期間学校を欠席する事」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校又は教育委員会の判断で調査に着手することが必要である。

また、重大事態の対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者からの申し立てがあったとき、学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で報告・調査等に当たる。

不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）ことをいう。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告と調査

重大事態が発生した場合、教育委員会は学校からの報告を受け、市長に事態発生について報告を行う。

(2) 調査の主体と組織

教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。

学校による調査

教育委員会の判断に基づき、学校が調査の主体となる場合、迅速に対応するために、法第22条に基づく校内組織を母体とすることに加え、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考慮する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対し、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

教育委員会による調査

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

その場合、条例により教育委員会に設置した附属機関である「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会」を調査機関とする。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることが大切である。その際、教育委員会及び学校は積極的に資料を提供し、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。また、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し調査に着手する。

(4) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、いじめ行為を行った児童生徒に対して、教育委員会は出席停止の活用や、いじめを受けた児童生徒への支援のための弾力的な対応を行う。

3 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

また、調査結果について学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

4 通常の学校生活への早期復帰への対応

重大事案が発生した場合は、被害児童生徒の安全確保や事後の継続的なケア、加害児童生徒に対する指導や見守りを行っていくことは言うまでもないが、当該学校に在籍する他の児童生徒、保護者、教職員等も不安や心理的ストレスを抱えていると考えられる。

落ち着いた学校生活を早期に取り戻すために、学校と教育委員会が連携を密にし、心理・福祉等の専門的知識を有する者の派遣や、関係諸機関に対する協力依頼など、通常の学校生活を取り戻すための対応を行う。

5 市長による再調査等

(1) 再調査の方法と報告

3の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

再調査については、条例により設置される付属機関の「河内長野市立学校いじめ問題再調査委員会」により行うこととする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

また、再調査を行ったとき、法第30条3項により、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

加えて、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。



くろまろくん

©河内長野市 2011